

## 2.9 ニュージーランド

## 1. 一般情勢

(1) 国名(英語名)	ニュージーランド(New Zealand)	
(2) 首都(英語名)	ウェリントン(Wellington)	
(3) 面積	27万534平方キロメートル(日本の約4分の3)	
(4) 民族	アングロサクソン系及び先住民マオリ系(約66万3千人15.2%、2010年7月NZ統計局推計)	
(5) 言語	英語、マオリ語、手話(2006年より)	
(6) 宗教	英国国協会13.8%、長老派10.0%、カトリック12.6%、メソジスト派3.0%、(キリスト教派合計約56%)、無宗教34.7%	
(7) 政治体制	立憲君主国	
(8) 人口	456万人(2014年5月 NZ統計局)	
(9) 人口密度	16.9人/km <sup>2</sup>	
(10) 名目GDP	1,723米億ドル(2016年 IMF)	
(11) 一人当たりGDP	37,066米ドル(2016年 IMF)	
(12) 経済成長率	2.5%(2013/14)、3.6%(2014/15)、2.4%(2015/16)(NZ財務省)	
(13) 物価上昇率	1.5%(2013/14)、0.3%(2014/15)、0.4%(2015/16)(NZ財務省)	
(14) 外貨準備高(US\$)	178.0億ドル(2014年)(JETRO)	
(15) 総貿易額(US\$)	輸出	396億米ドル(2016年 NZ統計局)
	輸入	422億米ドル(2016年 NZ統計局)
(16) 日本との貿易	対日輸出:23.5億ドル、対日輸入:21.9億ドル(2016年、財務省統計)	
(17) 使用通貨	ニュージーランド・ドル(NZドル)	
(18) 為替レート	1NZドル=81.8円=0.713米ドル(2017年1月)	
(19) 失業率(%)	6.3%(2013、6.1%(2014)(NZ統計局)	
(20) 在留邦人数/在日NZ人数	17,991人(2015年10月外務省/3,095人(2016年6月外務省)	

出所:「外務省ホームページ」、「JETRO 情報」、但し、(9)は(3)と(8)からの計算値、(10)、(11)は「国際通貨基金(IMF)ホームページ」、(14)は「アメリカ中央情報局(CIA)ホームページ」より作成



出所: CIA ホームページ

### 2. エネルギー情勢

2016年の一次エネルギー消費量は、石油換算で2,052万トンと、2000年以降、年率の伸びは1.25%と大きな増加はない。一次エネルギー消費量の内訳をみると、石油(32.9%)とガス(20.5%)が主体の国であり、石炭の輸出国でありながら石炭のシェア(5.9%)は高くない。水力(10.9%)や地熱等(29.8%)が重要なエネルギー源の一つになっている。しかし、ここ16年間の推移をみると、その他のエネルギーの伸び率が4.7%と高い。地熱など再生可能エネルギーを活用して行こうという流れがある。石炭の消費量は漸減している。発電電力量に占める水力のシェアは59%と非常に高く、隣国の豪州とは大きく異なる。

#### (1) エネルギー政策

- ◆ ニュージーランドは2007年10月に新しいニュージーランド・エネルギー戦略(The New Zealand Energy Strategy to 2050, NZES)を導入した。この戦略では、持続可能な低炭素エネルギーシステムとして、低炭素輸送システム、電力供給の安全保障、低炭素電力と熱供給、エネルギー利用の効率化、持続可能なエネルギー技術の開発、適正なエネルギー価格による暮らしやすさの実現など、が計画されており、ニュージーランド政府は2025年までに90%の電力を再生可能エネルギーにより供給するという目標を設定した。
- ◆ ニュージーランドには、ニュージーランド・エネルギー戦略2011~2021年(New Zealand Energy Strategy 2011-2021)と、ニュージーランド・エネルギー効率及び保護戦略2011~2016年(New Zealand Energy Efficiency and Conservation Strategy 2011-2016)という二つのエネルギー政策がある。これらは、ニュージーランドのエネルギー需要、将来の目標(エネルギーの生産及び消費の保全、クリーン性、効率)等を定めたものである。
- ◆ ニュージーランド・エネルギー戦略2011~2021年は、エネルギー産業の方向性と、ニュージーランド経済におけるエネルギーが果たす役割を定め、政府等の役割について以下の4つの優先分野と、それぞれの優先分野における詳細項目を定めている。
- ◆ 多様な資源の開発(優先分野1)、環境面での責任(優先分野2)、エネルギーの効率的な利用(優先分野3)、安全かつ安価なエネルギー(優先分野4)

#### (2) 石炭政策

- ◆ かつて石炭事業は国営であったが、1987年に国有企業Coal Corporation of New Zealand Ltdに移行し、1996年にSolid Energy New Zealand Ltdに社名変更した。このSolid Energy New Zealand Ltdがニュージーランドの85%の石炭を生産していた。しかし、原料炭輸出価格の急落により、2015年8月経営が実質的に破綻した。
- ◆ ニュージーランドでの石炭探査、採炭も1991年制定国家鉱物法、2013年制定鉱物プログラム(石油以外)、2013年制定国家鉱物規則(石油以外の鉱物のロイヤルティ)等の法令が適用され、採炭活動の段階によって、事前探査許可、探査許可、採掘(採炭)許可の取得が必要になる。ニュージーランドの埋蔵石炭の50%は国が所有している。
- ◆ 石炭事業には、従来の1996年制定石炭鉱物プログラムに代わり、多種鉱物を対象と

する 2013 年制定鉱物プログラム（石油以外）が適用されており石炭のみを対象としたプログラムは存在しない。炭鉱事業は全て Tier 1 カテゴリーと判断され、AVR 方式のロイヤルティが課される。探査許可に関しては、ニュージーランドの炭田が既に発見されたものが殆どであることから事前探査許可の申請が却下されることがある。採炭（採掘）の実施に際しては、予想資源量、概測資源量、精測資源量、推定埋蔵量、確定埋蔵量の報告が必要となる。

### (3) 環境政策

- ◆ 温室効果ガス排出量を 30 年までに 30%削減する。
- ◆ ニュージーランドでは、「自然に対して人間が関わりあいながら、譲っていく」との考え方で環境行政に取り組んでいる。これを具体化するための法律である「資源管理法 (Resource Management Act 1991 : RMA)」が、1991 年に制定された。「資源管理法」の目的は、利用と開発を含む天然資源の持続可能な管理にある。同法第 5 条に、
  - ① 「自然資源及び天然資源についての維持可能な管理を推進する」
  - ② 「人々と共同体の社会的、経済的、文化的な幸福、健康、安全をもたらすために自然資源及び天然資源の使用、開発、保護について管理する」
 と記してある。環境に伴う諸所の事項については、この「資源管理法」によって規定され、地方政府が同法に従って管理している。

### (4) 一次エネルギー消費量

(石油換算千トン)

	2000	2005	2010	2013	2014	2015	2016*	年平均 伸び率 '00-'16	年平均 伸び率 '10-'16	2005年の シェア	2016年の シェア
石炭	1,042	2,003	1,310	1,560	1,400	1,370	1,210	0.94%	-1.31%	12.2%	5.9%
石油	5,707	5,937	6,110	6,380	6,520	6,770	6,750	1.05%	1.67%	36.2%	32.9%
ガス	5,056	3,194	3,730	3,980	4,390	4,090	4,210	-1.14%	2.04%	19.5%	20.5%
原子力	0	0	0	0	0	0	0			0.0%	0.0%
水力	2,097	2,006	2,130	1,980	2,090	2,110	2,230	0.39%	0.77%	12.2%	10.9%
その他	2,917	3,256	5,020	5,610	6,150	6,300	6,120	4.74%	3.36%	19.9%	29.8%
合計	16,820	16,396	18,290	19,510	20,550	20,640	20,520	1.25%	1.94%	100.0%	100.0%

注： \*2016 年は見込み、 出所：IEA, “Energy Balances of OECD Countries 2017”

(石油換算千トン)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2016年の シェア
石炭	1.4	1.4	1.7	1.5	1.5	1.4	1.2	5.6%
石油	7.0	7.0	7.0	7.1	7.2	7.5	7.7	36.0%
ガス	3.9	3.5	3.8	4.0	4.4	4.0	4.2	19.6%
原子力	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
水力	5.6	5.7	5.2	5.2	5.5	5.6	5.9	27.6%
その他	1.8	2.0	2.0	2.0	2.3	2.4	2.4	11.2%
合計	19.7	19.6	19.7	19.8	20.8	20.9	21.4	100.0%

出所：BP, “Statistical Review of World Energy 2017”

## 2.9 ニュージーランド

### (5) 一人当たりエネルギー消費量

	2000	2005	2010	2013	2014	2015	2016*
一次エネルギー消費量 (石油換算百万トン)	108.93	120.77	122.51	129.14	125.24	125.30	132.32
人口(百万人)	19.27	20.40	22.43	23.31	23.70	24.10	24.40
一人当たりエネルギー消費 (石油換算トン/人)	5.653	5.920	5.462	5.540	5.284	5.200	5.423

注： \*2016年は見込み、出所：IEA, “World Energy Balances of OECD Countries 2017”

### (6) 一次エネルギー需給バランス (2016年)

(石油換算千トン)								
	石炭	石油	ガス	原子力	水力	電力	その他	合計
国内生産	1,660	1,810	4,230	0	2,230	0	6,120	16,040
輸入	230	8,240	0	0	0	0	0	8,470
輸出	-860	-1,780	0	0	0	0	0	-2,640
バンカー	0	-1,330	0	0	0	-	0	-1,330
在庫変動	180	-190	-20	0	0	-	0	-40
一次供給	1,210	6,750	4,210	0	2,230	0	6,120	20,520

注：出所：IEA, “Energy Balances of OECD Countries 2017”

### (7) 電力消費

(GWh)									
	2000	2005	2010	2012	2013	2014	2015	年平均 伸び率 '00-'15	年平均 伸び率 '10-'15
産業	14,104	14,414	14,058	13,947	13,467	13,875	13,893	-0.10%	-0.24%
輸送	430	472	60	62	62	62	63	-12.02%	0.98%
家庭	11,334	12,357	13,187	12,493	12,320	12,362	12,550	0.68%	-0.99%
業務	6,477	8,085	9,223	9,375	9,422	9,353	9,512	2.60%	0.62%
その他	1,309	2,762	2,581	2,644	2,618	2,984	3,116	5.95%	3.84%
合計	33,654	38,090	39,109	38,521	37,889	38,636	39,134	1.01%	0.01%

出所：IEA, “World Energy Statistics of OECD Countries 2017”

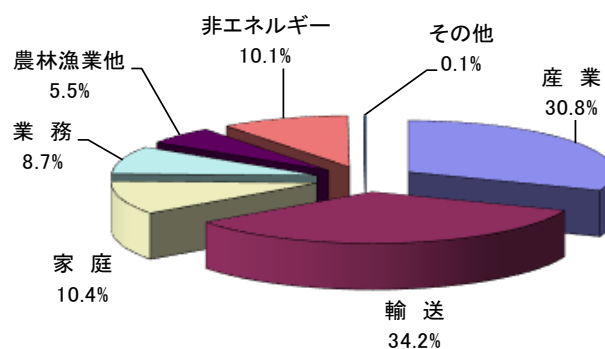
### (8) 発電電力量

(GWh)											
	2000	2005	2010	2013	2014	2015	2016*	年平均 伸び率 '00-'16	年平均 伸び率 '10-'16	2005年 のシェア	2016年 のシェア
石炭	1,641	5,780	2,060	2,400	1,960	1,880	1,060	-2.69%	-12.44%	13.4%	2.4%
石油	0	4	0	0	10	0	10			0.0%	0.0%
ガス	9,566	9,480	9,920	8,700	7,090	6,870	5,820	-3.06%	-10.12%	22.0%	13.3%
原子力	0	0	0	0	0	0	0			0.0%	0.0%
水力	24,386	23,330	24,720	23,040	24,340	24,540	25,990	0.40%	1.01%	54.1%	59.3%
その他	3,630	4,542	8,180	9,110	10,150	10,920	10,950	7.14%	6.01%	10.5%	25.0%
合計	39,223	43,136	44,880	43,260	43,540	44,210	43,810	0.69%	-0.48%	100.0%	100.0%

注：\*2016年は見込み、出所：IEA, “Energy Balances of OECD Countries 2017”

## (9) 部門別エネルギー消費 (2015年)

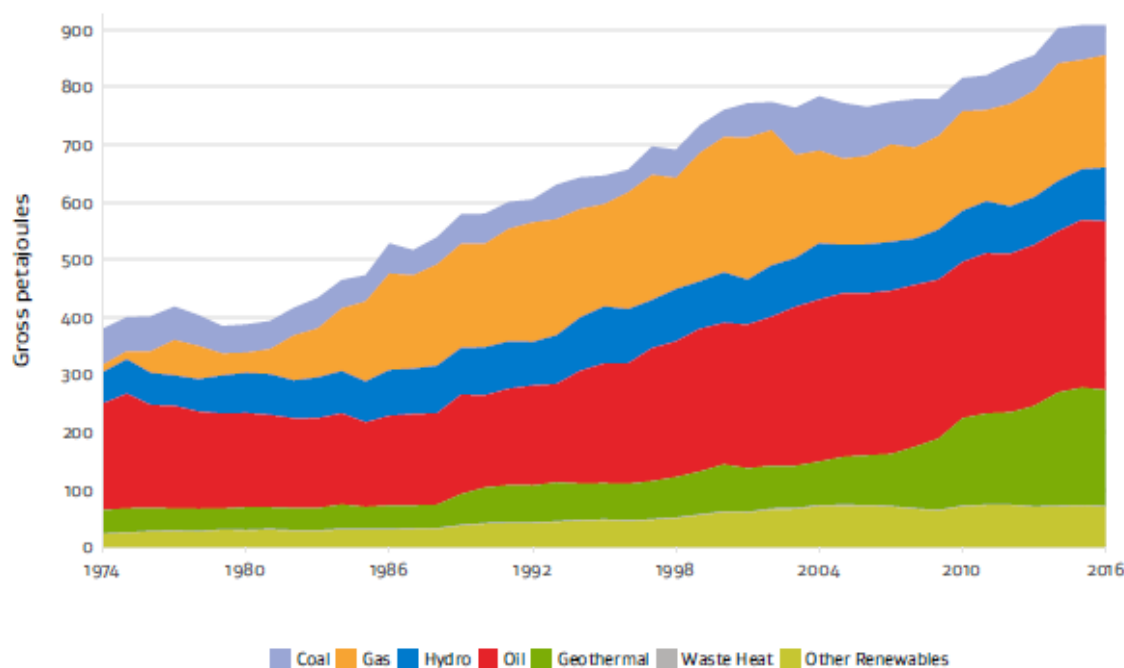
(石油換算千トン)	
部門	最終エネルギー消費量
産業	4,340
輸送	4,810
家庭	1,470
業務	1,230
農林漁業他	780
非エネルギー	1,420
その他	20
合計	14,080



出所：IEA, “Energy Balances of OECD Countries 2017”

## (10) 一次エネルギー供給量実績

一次エネルギー供給量実績 (2016年) : 900PJ



出所：Ministry of business, Energy in Newzealand 2017

## 3. 石炭生産、消費動向

2016年の石炭生産量は前年比15%減の289万トンで、2010年以降年率9.7%と高率で減少している。生産量のうち半分弱(42.0%)が原料炭である。褐炭も10.8%程度生産している。そして、一般炭と褐炭は国内で消費し、残りの原料炭を海外輸出に廻している。一方で、不足の一般炭を輸入している。

## (1) 石炭埋蔵量

## 2.9 ニュージーランド

- ◆ 経済開発省の報告によれば、ニュージーランドの石炭資源量は150億トン、うち South Island（以下「南島」）の褐炭が80%を占めている。亜瀝青炭（15%）と瀝青炭（5%）合計で約35億トン。
- ◆ 一方、World Energy Council（WEC）の報告によれば、ニュージーランドの石炭可採埋蔵量は5億7,100万トン、うち瀝青炭（無煙炭を含む）が3,300万トンと総可採埋蔵量の5.8%を占めている。

### 可採埋蔵量

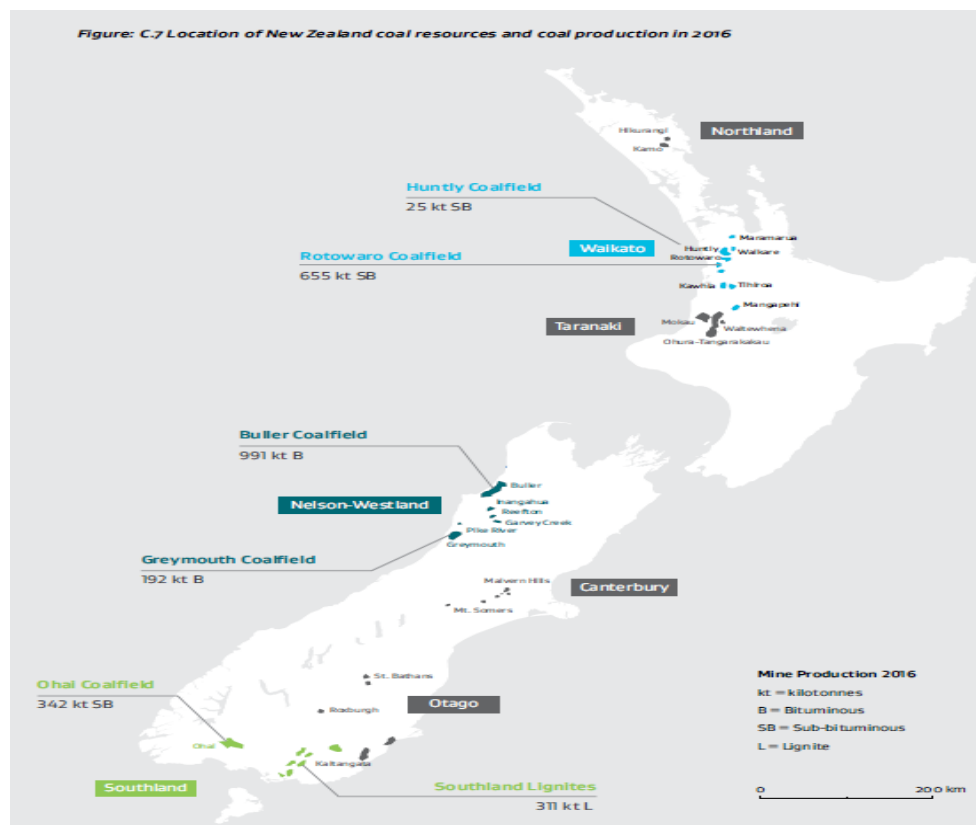
（百万トン）

瀝青炭 無煙炭	亜瀝青炭	褐炭	計
33 (5.8%)	205 (35.9%)	333 (58.3%)	571 (100.0%)

出所：WEC, “Survey of Energy resource Interim Update 2013”より作成

### (2) 炭田位置図、主要炭鉱位置図

- ◆ 2016年は合計300万トンを生産した(カッコ内は生産量を示す)。北島のWaikatoには、Huntly Coalfield（亜瀝青炭：2.5万トン）、Rotowaro Coalfield（亜瀝青炭：65.5万トン）、南島のNelson-Westlandには、Buller Coalfield（瀝青炭：99.1万トン）、Greymouth Coalfield（瀝青炭：19.2万トン）、Southlandには、Ohai Coalfield（亜瀝青炭：34.2万トン）、Southland Lignite（褐炭：31.1万トン）、がある。なお、Greymouth 炭田内にSpring Creek 炭鉱が、Greymouth 炭田の隣にPike River 炭鉱がある（生産量については(7),(b)を参照）。



出所：Ministry of business, Energy in Newzealand 2017

## (3) 石炭生産量

(千トン)

	2000	2005	2010	2013	2014	2015	2016*	年平均 伸び率 '00-'16	年平均 伸び率 '10-'16
一般炭	1,936	2,575	2,695	2,184	1,900	1,732	1,359	-2.19%	-10.78%
原料炭	1,310	2,446	2,341	2,152	1,882	1,333	1,213	-0.48%	-10.38%
計	3,246	5,021	5,036	4,336	3,782	3,065	2,572	-1.44%	-10.59%
褐炭	213	246	295	290	317	324	313	2.43%	0.99%
合計	3,459	5,267	5,331	4,626	4,099	3,389	2,885	-1.13%	-9.73%

注： \*2016年は見込み、出所：IEA, “Coal Information 2017”

## (4) 炭種別石炭消費量

(千トン)

	2000	2005	2010	2013	2014	2015	2016*	年平均 伸び率 '00-'16	年平均 伸び率 '10-'16
一般炭	1,882	3,925	2,286	2,609	2,554	2,478	2,020	0.44%	-2.04%
原料炭	1	115	67	12	0	27	116	34.59%	9.58%
計	1,883	4,040	2,353	2,799	2,474	2,505	2,136	0.79%	-1.60%
褐炭	213	246	292	294	315	327	319	2.56%	1.48%
合計	2,096	4,286	2,645	2,915	2,789	2,832	2,455	0.99%	-1.23%

注： \*2016年は見込み、出所：IEA, “Coal Information 2017”

## (5) 分野別石炭消費量

## (a) ハード・コール

(千トン)

	2000	2005	2010	2013	2014	2015
鉄鋼用	668	880	841	888	892	1,411
電力用	453	2,421	639	816	616	556
一般産業用	590	650	474	686	765	754
民生用	8	0	11	8	0	8
業務用	90	130	109	49	1	26
その他	71	-31	279	352	281	254
合計	1,880	4,050	2,353	2,799	2,555	3,009

出所：IEA, “Energy Statistics of OECD Countries 2017”

## (b) 褐炭

(千トン)

	2000	2005	2010	2013	2014	2015
鉄鋼用	0	0	0	0	0	0
電力用	0	0	16	12	12	16
一般産業用	179	217	195	248	281	273
民生用	57	26	19	9	10	13
業務用	25	32	36	24	9	25
その他	0	1	26	1	3	0
合計	261	276	292	294	315	327

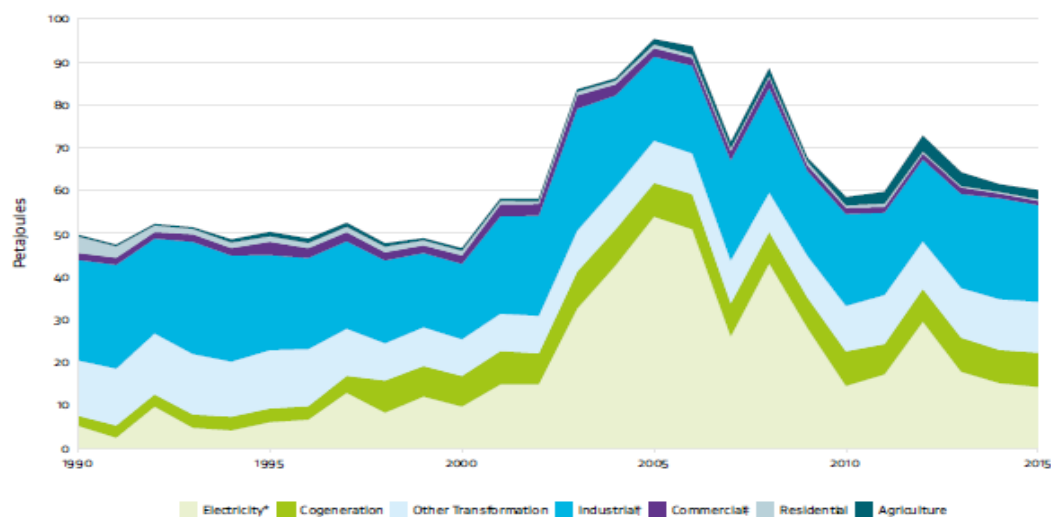
出所：IEA, “Energy Statistics of OECD Countries 2017”

## 2.9 ニュージーランド

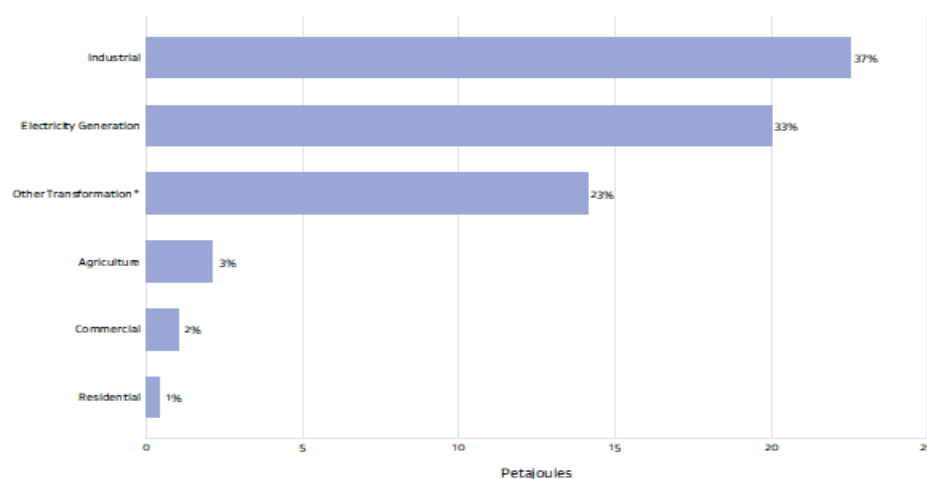
(7) 当該国の報告する消費・生産統計

(a) 石炭需給

ニュージーランドの2015年の石炭の国内消費量は前年比1.3%減の280万トン(60PJ)で、国内消費量の37%が産業用で、産業用の消費の殆どはGlenbrook製鉄所(2012年消費量80万トン)で使われる。また、消費の33%が発電用であり、殆どはWaikato地方にあるHuntly発電所(2012年消費量130万トン)で使われる。1990~2015年の石炭の国内消費量の推移を以下に示す(単位はPJ)。



ニュージーランドの石炭消費量推移 (1990~2015年)  
石炭の消費先

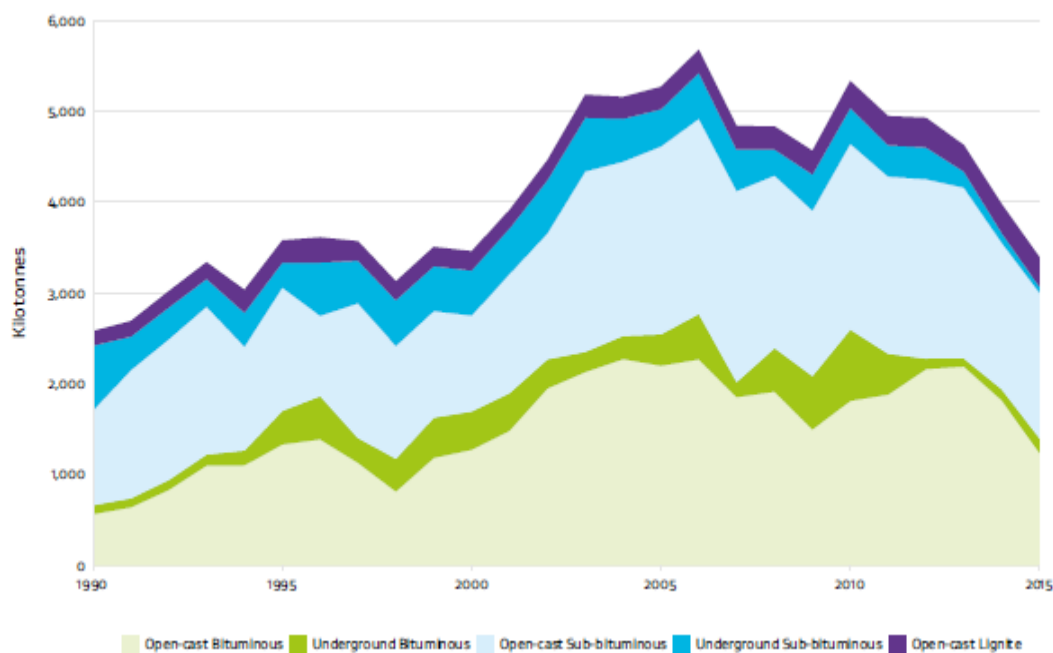


出所: Ministry of business, Energy in Newzealand 2016

(b) 石炭生産 (炭田位置図については(2)を参照)

石炭生産量は2010年以降連続して減少し、2015年は前年比15%減の340万トン(85PJ)となった。採炭方式別では露天掘りが全体の9割以上を占めている。





ランク別、採炭方式別石炭生産量の推移

出所：Ministry of business, Energy in Newzealand 2016

## 4. 石炭輸出入動向

IEA, “Coal Information 2017”にはニュージーランドの輸出入量は記載されていないので、原料炭のみについて、生産量と消費量の差を輸出量とする。

## (1) 石炭輸出量

	(千トン)							年平均 伸び率 '00-'16	年平均 伸び率 '10-'16
	2000	2005	2010	2013	2014	2015	2016*		
一般炭	0	0	118	0	0	0	0	-	-
原料炭	1,529	2,331	2,274	2,140	1,760	1,306	1,097	-2.05%	-11.44%
計	1,529	2,331	2,274	2,140	1,760	1,306	1,097	-2.05%	-11.44%
褐炭	0	0	0	0	0	0	0	-	-
合計	1,529	2,331	2,274	2,140	1,760	1,306	1,097	-2.05%	-11.44%

注：\*2016年は見込み、出所：IEA, “Coal Information 2017”

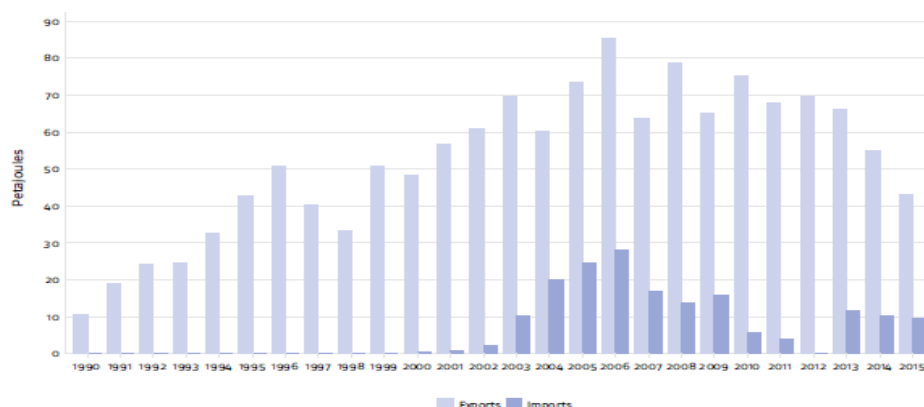
## (2) 当該国が報告する輸出入統計

## (a) 輸出及び輸入

ニュージーランドの2015年の石炭輸出量は前年比21%減の約140万トン(43PJ)である。2006年には約275万トンであったが、徐々に減りつつある。West Coast地方で産出する瀝青炭の殆どが輸出される。主たる輸出先はインド及び日本であり、他に中国、チリに向けられている。一方、2015年の石炭輸入量は約40万トン(43PJ)であった。相手国からの情報によると、インドネシア38万トン、豪州7万トン。以下に推移を示す。

## 2.9 ニュージーランド

(千トン)



出所：Ministry of business, Energy in Newzealand 2016

### (b) ソリッド・エナジー (Solid Energy) 社の販売量、炭鉱別

ソリッド・エナジー社がスプリング・クリーク炭鉱を閉山（2017年2月）。

BTマイニング社が8月末にソリッド・エナジー社の資産を買収する見通しとなった。2016年にストックトン炭鉱原料炭炭鉱を含む複数石炭資産を一括買収することを決めていたが、NZ当局はこの買収を承認した。同炭鉱の生産能力は220万トン/年。BTマイニング社の旧名称はフェニックス・コール社で、Bathurst Resourcesが65%、Talley's Energyが35%出資している（テックスレポート2017.8.2）。BTマイニング社はカンタベリーとタキチム炭鉱を操業中である。

ソリッド・エナジーは4月5日、ビルチフィールド・コール・マインズ社への石炭資産売却が4月中に完了すると発表した。売却されるのは、南島に位置するストロングマン、アイランドブロック、マウントデイビー、リーフトン出荷センターである。さらにムーア・マイニング社への石炭資産売却は6月に完了する。南島のレッドデールなどである。上記資産以外に、ストックトン炭鉱、ロトワロ炭鉱、マラマルア炭鉱がフェニックス社に、ニューヴェール炭鉱、オハイ炭鉱がグリーンブライヤー社に売却されることが決まった（テックスレポート2017.4.6）。

ソリッド・エナジーの経営が実質的に破綻。原料炭輸出価格の急落で自力再生を断念。NZの国有企業であるソリッド・エナジー社の経営が実質的に破綻し、同社は自主的な管理手続きに入った。

NZ最大の石炭会社で国有企業。2013年操業中5炭鉱の生産量は約390万トン。なお、原料炭輸出マーケットの長期低迷を踏まえ、ストックトン炭鉱の生産規模を14/15年度の140万トンから15/16年度には110万トンに引き下げる（テックスレポート2015.5.27）。

(千トン)

販売量	2009/10年度	2011	2011/12年度	2012/13年度	2013/14年度	2014/15年度
輸出	1,600	2,081	2,400	2,000		
国内販売	2,200	2,154	2,200	2,100	3,435	3,121
合計	3,800	4,235	4,600	4,100		
生産量						
Stockton O/C	1,265	1,669	1,870	1,860	1,820	
Rotowano O/C	1,340	1,223	1,250	1,140	950	
Spring Creek U/G	533	324	240	5	0	
Huntly East U/G	367	346	336	327	100	
New Vale O/C	280	315	318	304	291	
Terrce/Ohai (closed)	0	131	105	252	171	
合計	3,785	4,007	4,119	3,888	3,332	2,831

出所：2016石炭年鑑

## (c) Bathurst Resources

南島で操業中の2炭鉱で生産量は約26万トン。南島のBuller炭田において輸出用のEscarpment PJ（原料炭、年産50万トン、最大90万トン）、他PJを推進中。これらは一般炭である。

(千トン)

原炭生産	2013/14年度	2014/15年度	2015/16年度	2016/17年度
Cascade	73	78	17	0
Escarpment	0	12	48	0
Takitimu	216	303	244	185
Canterbury Coal	32	3	47	79
<b>合計</b>	<b>321</b>	<b>395</b>	<b>356</b>	<b>264</b>

出所:2016、2017石炭年鑑

バサースト社がNZの原料炭事業に本格参入。2016年10月に子会社フェニックス・コール社を通じて、経営破綻したソリッド・エナジー社のストックトン炭鉱を含む念願の原料炭複数資産を買収した。同社は今後、原料炭マーケットの回復により、ストックトン炭鉱に加えてエスカープメントの再開やブラー炭田の開発をすることで、NZの原料炭輸出事業を拡大する（2017石炭年鑑より）。

## (d) 石炭年鑑、相手国から見た輸出量（予測値）

ニュージーランドからの輸出に関する詳細な統計が入手できないので、石炭年鑑の相手国からの輸入データから推計した。2016年の輸出量は138万トン、17年が110万トンで年々減少しており、相手先はインドと中国が殆どを占める。

(千トン)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
インド	953	774	1,052	1,245	936	836	432	465
中国	366	408	682	562	502	277	534	247
日本	474	418	189	144	175	103	182	174
韓国				6	0	0	85	64
その他	626	559	287	149	149	149	149	149
<b>合計</b>	<b>2,419</b>	<b>2,159</b>	<b>2,210</b>	<b>2,106</b>	<b>1,762</b>	<b>1,365</b>	<b>1,382</b>	<b>1,099</b>

## 5. 鉱業法と関連法制度

## (1) 鉱業管轄官庁と関連政府機関

## a) 管轄官庁

ニュージーランドの石油・天然ガス、鉱物、石炭といった天然資源は Crown Mineral Estate（国家鉱物資産）と呼ばれ、ビジネス革新雇用省（MBIE）の附属機関である New Zealand Petroleum and Minerals（NZP&M）によって管理されている。

- 産業革新雇用省（MBIE：Ministry of Business, Innovation and

Employment)。MBIEは2012年7月に建築局 (Department of Building and Housing)、経済開発省 (Ministry of Economic Development)、労働局 (Department of Labour)、科学省 (Ministry of Science) の4つを統合して設立された省庁であり、雇用の拡大と住宅の質の向上による生活水準の向上及び経済発展を目標としている。



- ニュージーランドにおける石炭等の資源開発に係る政府の主な省は、経済開発省と環境省である。
- 経済開発省 (Ministry of Economic Development)、<http://www.med.govt.nz/>
- 環境省 (Ministry for the Environment)、<http://www.mfe.govt.nz/index.html/>

### b) 関連政府機関

- 経済開発省に属する鉱業関連政府機関  
Crown Minerals (石炭を含む鉱業政策の立案と鉱業行政 (鉱業法、鉱業権))、  
<http://www.crownminerals.govt.nz/cms>

### (2) 鉱業法

- ◆ ニュージーランドの鉱物資源の多くは、国 (State) に帰属し、国・政府 (Crown) が国民に代わって「Crown minerals estate」(国の鉱物資源) として所有するものとされている。「Crown minerals estate」には地下資源としての金・銀・石油・ウランの全てと、石炭・工業原料や建築石材などその他の鉱物資源の多くを含む。
- ◆ 鉱業行政は、経済開発省に属する「Crown Minerals」と呼ばれる官庁が担当し、「鉱業法 (Crown Minerals Act 1991、CMA)」に基づいて各種許可の付与など「Crown mineral estate」の管理を行っている。
- ◆ 鉱業政策及び各種許可の付与に関わる諸手続きは、鉱物計画「Minerals Programmes」によって定められ、鉱業規則「Crown Minerals (Minerals and Coal) Regulations 1999」に適合することが要求される。

#### 【炭鉱開発時に適用される主な法令、規則】

- ◆ 1991年制定国家鉱物法 (Crown Minerals Act 1991)  
ニュージーランドの鉱物資源の探査、採鉱等に関する法規である。国家鉱物にはニュージーランドの陸域及び経済水域と大陸棚に埋蔵される金、銀、石炭、その他の金属／非金属鉱物が含まれる。
- ◆ 2013年制定鉱物プログラム (石油以外)

(The Minerals Programme for Minerals (Excluding Petroleum) 2013) は、国家鉱物法を所管する大臣及び国家鉱物法を施行する局の Chief Executive が、国家鉱物法に基づき与えられた権限や行政行為（鉱業権の許可、鉱業権の変更等）の詳細を定めるものである。当該プログラムにおいては、以下の旧プログラムに基づき付与された鉱業権は、当該プログラムへの適用を希望しない限り、引き続き旧プログラムに基づき管理されると規定されている。

◆ 2013 年制定国家鉱物規則（石油以外の鉱物のロイヤルティ）

(The Crown Minerals (Royalties for Minerals Other than Petroleum)

Regulations 2013) ロイヤルティの利率や条件、鉱業権者のロイヤルティ支払に関する報告や申告の規則を定めている。当該規則は 2013 年 5 月に制定された。

(3) 関連法制度

◆ ロイヤルティ

探査権あるいは採掘権を保有し、報告年度の利益が 5 百万 NZ\$ 以下の炭鉱企業は、AVR 課税に従い生産された石炭の実質売上額の 2% をロイヤルティとして支払う義務がある。強粘結炭及び準強粘結炭は 1 トンあたり 1.4NZ\$、一般炭及び非微粘結炭は 1 トンあたり 0.8NZ\$、褐炭は 1 トンあたり 0.3NZ\$。

◆ ニュージーランド政府は諸外国からの投資を歓迎しており、外国人のみを対象とした投資禁止業種リストなどはない。外資比率規制は、漁業や基幹産業の一部を除き、基本的に全産業分野で外国人による 100% の所有が認められている。

◆ 地域レベルにおいて外国人の投資活動を管理規制する法律としては、資源管理法 (RMA) がある。本法律は、外国人投資者のみならずニュージーランド投資者も順守しなければならない国内法である。許認可の結論が出るまでの手続きや時間などに鑑み、外国投資家が最も注意を払わなければならない国内法である。いわゆる投資開発許可法とでもいうべき法律で、自然や環境に影響のある開発を計画している投資者に対し、市議会や県議会に相当する地方庁議会 (Regional Council ないし District Council) からの開発許可取得を義務づけるものである。工事や建設に取り掛かる前に申請書を地方議会に提出して審査を受け、許可を取得する必要がある。

(4) 鉱業権の許可

① 事前探査許可 (Prospecting Permit)

指定範囲内の場所で影響度の低い鉱物探査作業の実施許可である。「影響度の低い鉱物探査作業」とは、マッピング、手作業によるサンプル採取、空中探査等である。許可鉱区は陸域で最大 500 km<sup>2</sup>、海域で最大 5,000 km<sup>2</sup>。申請料は 1,635.55NZ\$ であり有効期間は 2 年間である。対象探査鉱区の 50% を放棄すれば、最長 4 年間の更新が可能である。

② 探査許可 (Exploration Permit)

対象鉱床の採掘に際して経済性の有無を判断するための深部探査等の様々な探査の実施許可である。許可鉱区は 150ha 以上のプロジェクトが対象となる。申請料は

## 2.9 ニュージーランド

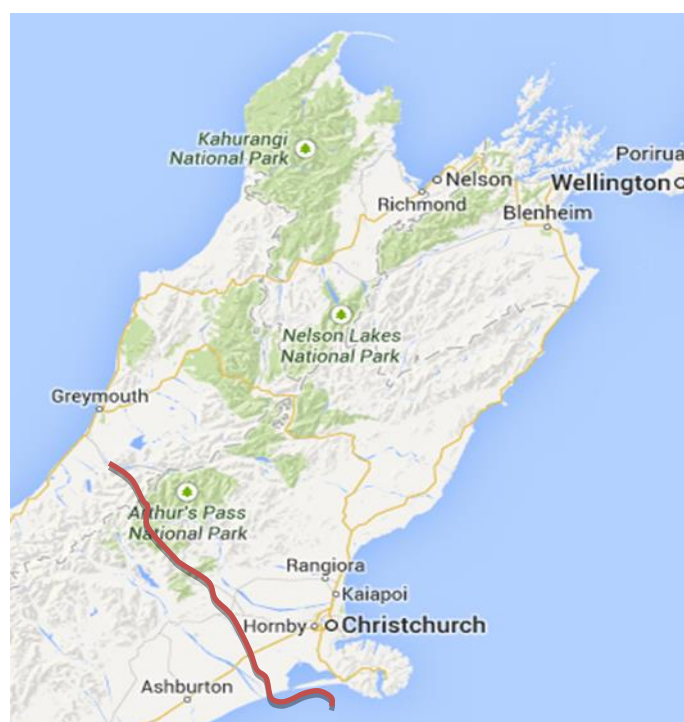
2,351.11NZ\$であり有効期間は5年間である。対象探査鉱区の50%を放棄すれば最長5年間の更新が可能である。

### ③採掘許可 (Mining Permit)

鉱物資源の採掘を許可するものである。有効期間は最長40年間であるが、通常は20年以下である。申請料は3,271.11NZ\$である。

## 6. 石炭輸送インフラ状況と整備計画

- ◆ 南島の西海岸 (Westport、Greymouth) で生産された石炭は、東海岸の Lyttelton まで鉄道で輸送される。輸送距離は Stockton から約 400km、Greymouth から約 250km。
- ◆ ニュージーランド国内の石炭などの鉄道輸送は、国営 KiwiRail が担っている。石炭の取扱駅は、北島では Glenbrook、Huntly、Mt Maunganui、南島では Ngakawau、Reefton、Raparhoe、Stillwater、Lyttelton、Ohai、Temuka、Clandeboye および Christchurch である。
- ◆ また、ニュージーランドの主な石炭積出港湾としては、南島ではウエストポート (Westport)、グレイマウス (Greymouth)、リテルトン (Lyttelton)、北島では、タラナキ (Taranaki) 港がある。



Lyttelton 港

## 7. 石炭供給能力の検討

- ◆ 石炭供給能力を拡充する主なプロジェクトとして、スプリング・クリーク (Spring Creek) プロジェクトとストックトン (Stockton) 炭鉱拡張プロジェクトがある。
- ◆ スプリング・クリーク (Spring Creek) プロジェクト  
スプリング・クリーク・プロジェクトは、南島 Greymouth 炭田内のスプリング・クリーク坑内掘り炭鉱の寿命延長を図るため、既存鉱区の北西に位置する未開発鉱区を

開発するもの。新鉱区の可採埋蔵量は、310 万トン強。新鉱区での石炭生産は 2007 年 12 月に開始され、2007/08 年度（～2008 年 6 月末までの 1 年間）の石炭生産量は 33 万 9,000 トンであった。スプリング・クリーク炭鉱では将来、可採埋蔵量が 1,500 万トンに及ぶ未開発鉱区が開発される。

◆ スtockton (Stockton) 炭鉱拡張プロジェクト

Solid Energy New Zealand Ltd は Stockton 炭鉱（2007/08 年度の石炭生産量は 182 万 5,000 トン）を拡張するため、2009 年 9 月 7 日に Downer EDI Mining NZ Ltd と Stockton・アライアンス (Stockton Alliance) を結成しており、現在は同アライアンスが炭鉱を操業している。Stockton・アライアンスは Stockton 炭鉱の生産を拡大すべく、同炭鉱へ新たに 7,500 万ニュージーランド・ドル（以下ドル）投資する。同資金でエクスカベーター (Excavator) やトラック、ローダーなど各種の炭鉱設備が購入される。

## 8. 主要炭鉱の概要

### (1) Solid Energy New Zealand Limited (SENZ)

ニュージーランドで最大の採炭企業で、国有である。年産量は約 400 万トン/年で、豪州とニュージーランドの証券取引所に上場する(2010年9月の時点では全株国有)。現在、北島 Waikato 地方の Rotowaro 炭鉱と Huntly East 炭鉱、南島 West Coast 地方の Stockton 炭鉱と Reddale 炭鉱、同じく南島の Southland 地方の New Vale 炭鉱の 5 炭鉱で操業を行い、これら全ての 2013 会計年度の販売量は 410 万トンである。

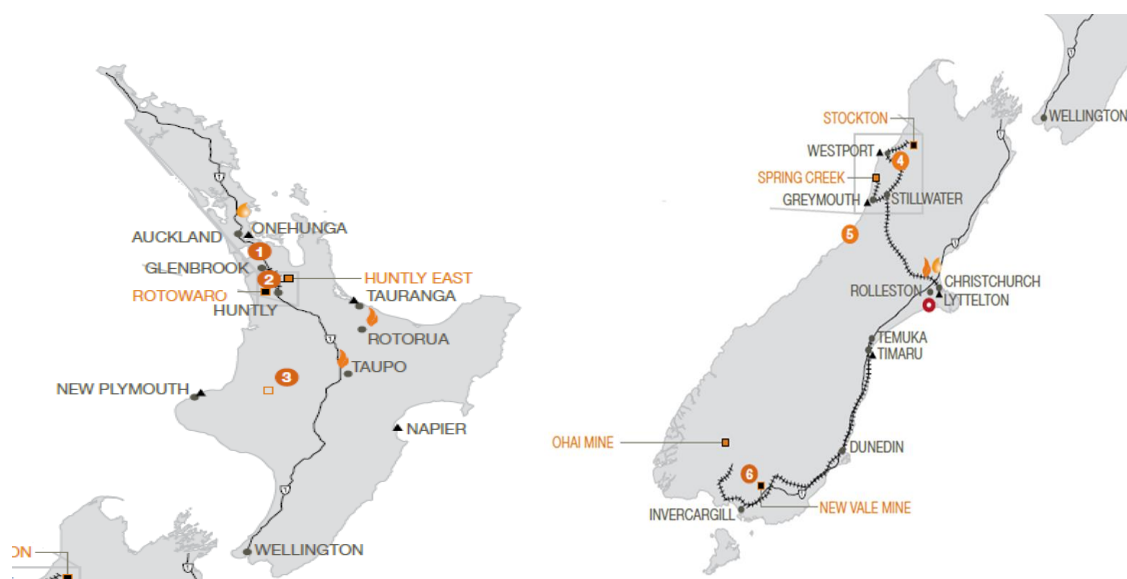
New Vale 炭鉱では褐炭が生産され、国内の工業プラントに出荷されている。Waikato 地方の 2 炭鉱では亜瀝青炭 (Solid Energy の生産量の 70%を占める) が生産され、主に NZ Steel の Glembrook 製鋼所、一部が Genesis Energy の Huntly 発電所に出荷される。West Coast 地方の 2 炭鉱では瀝青炭が生産され、鉄道輸送 (Middle 路線・212km) を経てクライストチャーチの Lyttelton 港から海外に輸出される。輸出先は北部アジア (日本 26%、中国 16%)、南アフリカ (9%)、インド (49%) である。

Solid Energy の国内石炭埋蔵量は合計 15 億 900 万トンで、うち Southland 地方産の褐炭が 10 億 5,400 万トン、北島 Waikato 地方産の亜瀝青炭が 2 億 3,000 万トン、West Coast 地方産の瀝青炭が 2 億 2,500 万トンとなっている。

【北島の炭鉱位置】

【南島の炭鉱位置】





## (2) Bathurst Resources

豪州とニュージーランドの証券取引所に上場(2013年7月21日現在・全株自社所有)しており、国内の3炭鉱 Canterbury 炭鉱(クライストチャーチ付近・亜瀝青炭) Takitimu 炭鉱(Southland・褐炭)、Cascade 炭鉱(南島 West Coast 地方 Denniston・瀝青炭の非微粘結炭・採鉱認可面積 10,000 ヘクタール)で生産を行い、合計年産量は 15 万トンである。生産された石炭は、Timaru の自社プラントで選炭され、鉄道で国内消費者に輸送される。今のところ輸出は全く行っていないが、北島西海岸の Taranaki 港に投資していることから、将来的にはこれが起きる可能性が高い。

Buller 炭田(可採埋蔵量約 1 億 6,500 万トン)で F/S 調査を実施中であるが、この炭田の石炭は品位が高いことから、原料炭として海外輸出される見通しが高い。

2013 会計年度の保有資源量は推定合計 1 億 400 万トンである。

## (3) New Zealand Coal and Carbon Limited

非上場の私企業である(全株自社所有)。南島 West Coast 地方で、以下の 2 炭鉱を運営する。

- ・ Roa 炭鉱 関連会社 ROA Mining を通じ、坑内掘りで強粘結炭を生産する。
- ・ Echo 炭鉱 関連会社 Francis Mining を通じ、非微粘結炭を生産する。

これらの 2 炭鉱はいずれも炭鉱寿命が最長 100 年間で、生産される石炭は品位が高いことから主に発電向けとして国内外に出荷される(輸出の場合は鉄道で約 190km 先の Lyttelton 港に輸送され、積出される)。

## (4) Birchfield Coal Mines

非上場の私企業である(全株自社所有)。南島 West Coast 地方で Giles Creek 炭鉱(1984 年操業開始・亜瀝青炭 50 万トン/年・可採埋蔵量 1,600 万トン)を運営する。生産される石炭は亜瀝青炭で、低排出であることから主に国内の乳製品、羊毛、園芸作物の加工に使用される(鉄道で出荷)。